

# 令和6年度報酬改定について (居宅・訪問系、基幹、拠点等)

千葉県健康福祉部障害福祉事業課  
地域生活支援班

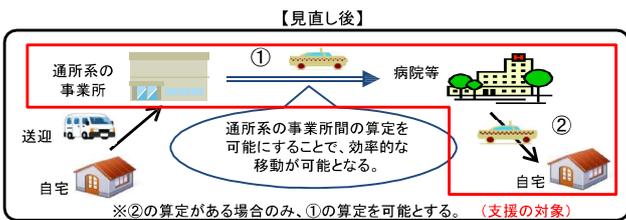
1. 報酬改定について
2. 基幹相談支援センターについて
3. 地域生活支援拠点等の機能の充実

# 1. 報酬改定について

## 訪問系サービスの報酬改定について

### ①通院等介助等の対象要件の見直し(居宅介護)

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。



### ②熟練従業者による同行支援の見直し(重度訪問介護)

○重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。

【現行】 所定単位数の85%(合わせて170%)	➡	【見直し後】 所定単位数の90%(合わせて180%)
-----------------------------	---	-------------------------------

○医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

【新設】所定単位数の90%(合わせて180%)

### ③同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し(同行援護)

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| □特定事業所加算(Ⅰ)要件①～③のすべてに適合 | 所定単位数の20%を加算 |
| □特定事業所加算(Ⅱ)要件①及び②に適合    | 所定単位数の10%を加算 |
| □特定事業所加算(Ⅲ)要件①及び③に適合    | 所定単位数の10%を加算 |
| □特定事業所加算(Ⅳ)要件①及び④に適合    | 所定単位数の5%を加算  |

- (要件)
- ①サービス提供体制の整備
  - ②良質な人材の確保
  - ③重度障害者への対応
  - ④中重度障害者への対応

「②良質な人材の確保」の要件の選択肢に追加  
・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

### ④訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

[現行] 【居宅介護利用者】 (対象者)				[見直し後] (対象者)			
区分1	6,280単位	区分6	28,230単位	区分1	6,410単位	区分6	28,800単位
区分2	7,130単位	障害児	13,010単位	区分2	7,270単位	障害児	13,270単位
区分3	9,010単位			区分3	9,190単位	【介護保険対象者】	
区分4	14,040単位			区分4	14,320単位	区分5	1,100単位
区分5	20,570単位			区分5	20,980単位	区分6	1,810単位

[現行] 【重度訪問介護利用者】 (対象者)				[見直し後] (対象者)			
区分4	28,430単位	共通	17,340単位	区分4	28,940単位	区分4	14,620単位
区分5	35,630単位			区分5	36,270単位	区分5	15,290単位
区分6	50,800単位			区分6	62,050単位	区分6	22,910単位

※通院等(乗務)介助ありの単位

※通院等(乗務)介助ありの単位

# 自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援の報酬改定について

## ① 対象者の明確化(自立生活援助、地域定着支援)

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

## ② 基本報酬の見直し(自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援)

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

自立生活援助	【現行】自立生活援助サービス費(Ⅰ)	1,558単位/月(30人未満)	1,090単位/月(30人以上)
	自立生活援助サービス費(Ⅱ)	1,166単位/月(30人未満)	817単位/月(30人以上)
【見直し後】	自立生活援助サービス費(Ⅰ)	<b>1,566</b> 単位/月(30人未満)	<b>1,095</b> 単位/月(30人以上)
	自立生活援助サービス費(Ⅱ)	<b>1,172</b> 単位/月(30人未満)	<b>821</b> 単位/月(30人以上)

【新設】自立生活援助サービス費(Ⅲ) **700単位/月** \* 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定

地域移行支援	【現行】地域移行支援サービス費(Ⅰ)	3,504単位/月	(Ⅱ)3,062単位/月	(Ⅲ)2,349単位/月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費(Ⅰ)	<b>3,613</b> 単位/月	(Ⅱ) <b>3,157</b> 単位/月

地域定着支援	【現行】・体制確保費	306単位/月	緊急時支援費(Ⅰ)	712単位/日	緊急時支援費(Ⅱ)	95単位/日
	【見直し後】・体制確保費	<b>315</b> 単位/月	緊急時支援費(Ⅰ)	<b>734</b> 単位/日	緊急時支援費(Ⅱ)	<b>98</b> 単位/日

## ③ 集中的な支援の評価(自立生活援助)

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位/月**

\* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



## ④ サービス提供体制の推進(自立生活援助)

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60:1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

# 相談系サービスの報酬改定について

## ① 基本報酬等の充実 (算定要件の見直しと単位数の引き上げ)

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、基本報酬を引き上げ
- ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化(Ⅰ)	4名以上	1,864単位	<b>2,014単位</b>
機能強化(Ⅱ)	3名以上	1,764単位	<b>1,914単位</b>
機能強化(Ⅲ)	2名以上	1,672単位	<b>1,822単位</b>
機能強化(Ⅳ)	1名以上	1,622単位	<b>1,672単位</b>
機能強化なし		1,522単位	<b>1,572単位</b>

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加  
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

### ● 主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	<b>(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合)</b> 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)算定対象事業所を追加(※2と同じ)

## ② 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月： <b>200</b> 単位 モニタリング月： <b>300</b> 単位
	(新) 通院同行	-	<b>300</b> 単位
集中支援加算	(新) 情報提供	-	<b>150</b> 単位
	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
その他加算	(新) 通院同行	-	<b>300</b> 単位
	(新) 情報提供	-	<b>150</b> 単位
その他加算	訪問	200・300単位	<b>300</b> 単位
	情報提供	100単位	<b>150</b> 単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

### ● 要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	<b>対象者あり：60</b> 単位 <b>対象者なし：30</b> 単位
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	-	<b>150</b> 単位

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画書の作成に活用できる旨周知。

## ③ 相談支援人材の確保及びIGTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35

## 2. 基幹相談支援センターについて

### 基幹相談支援センターについて

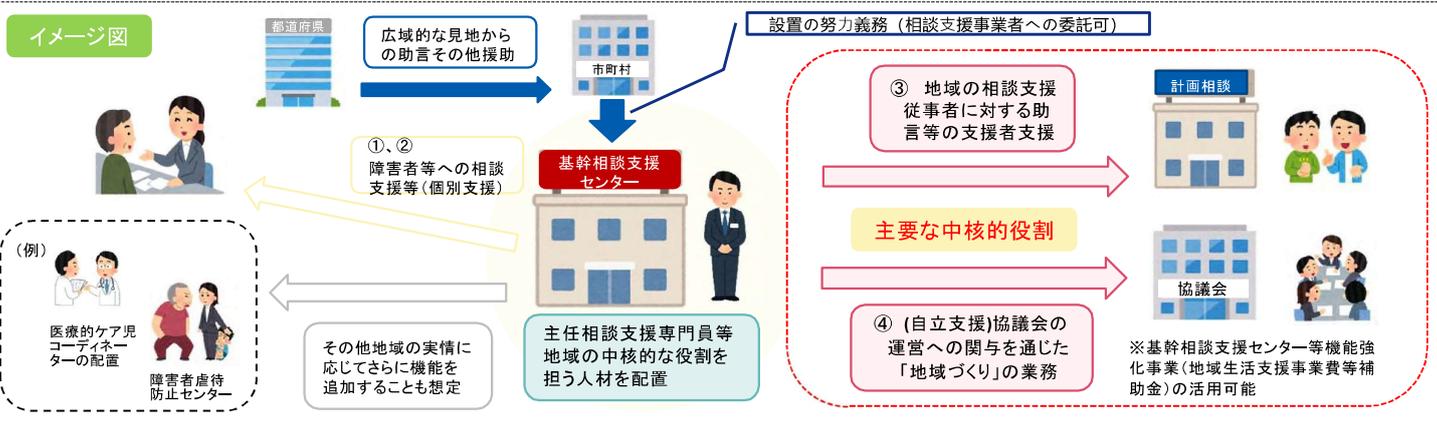
基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

※令和6年4月1日施行

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**  
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
  - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に**行うことを目的とする**施設**。 ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
    - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
    - ② **他法**において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務  
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
  - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**  
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
  - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**  
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)
- ※ また、**都道府県**は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努める**ものとされている。(同条第7項) **新**

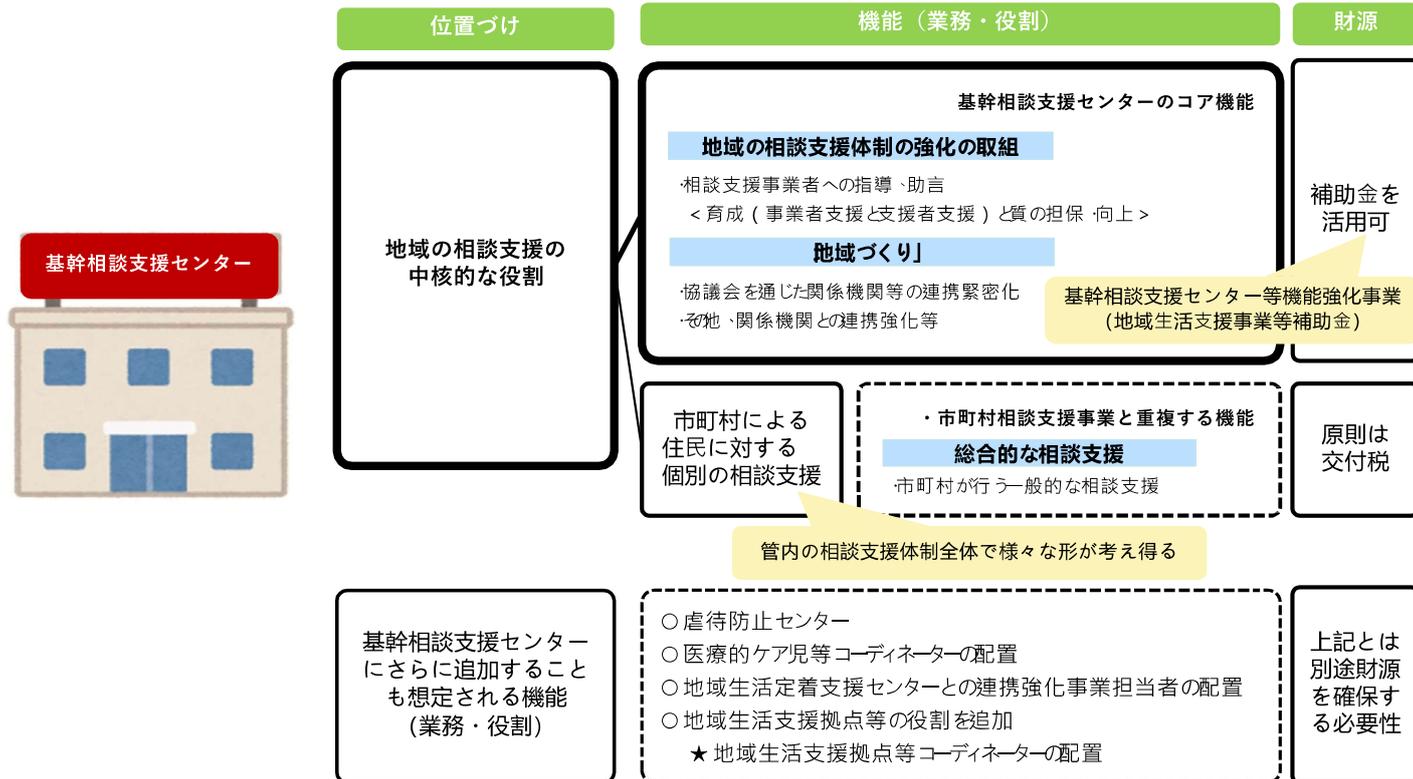
個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

③④が主要な「中核的な役割」



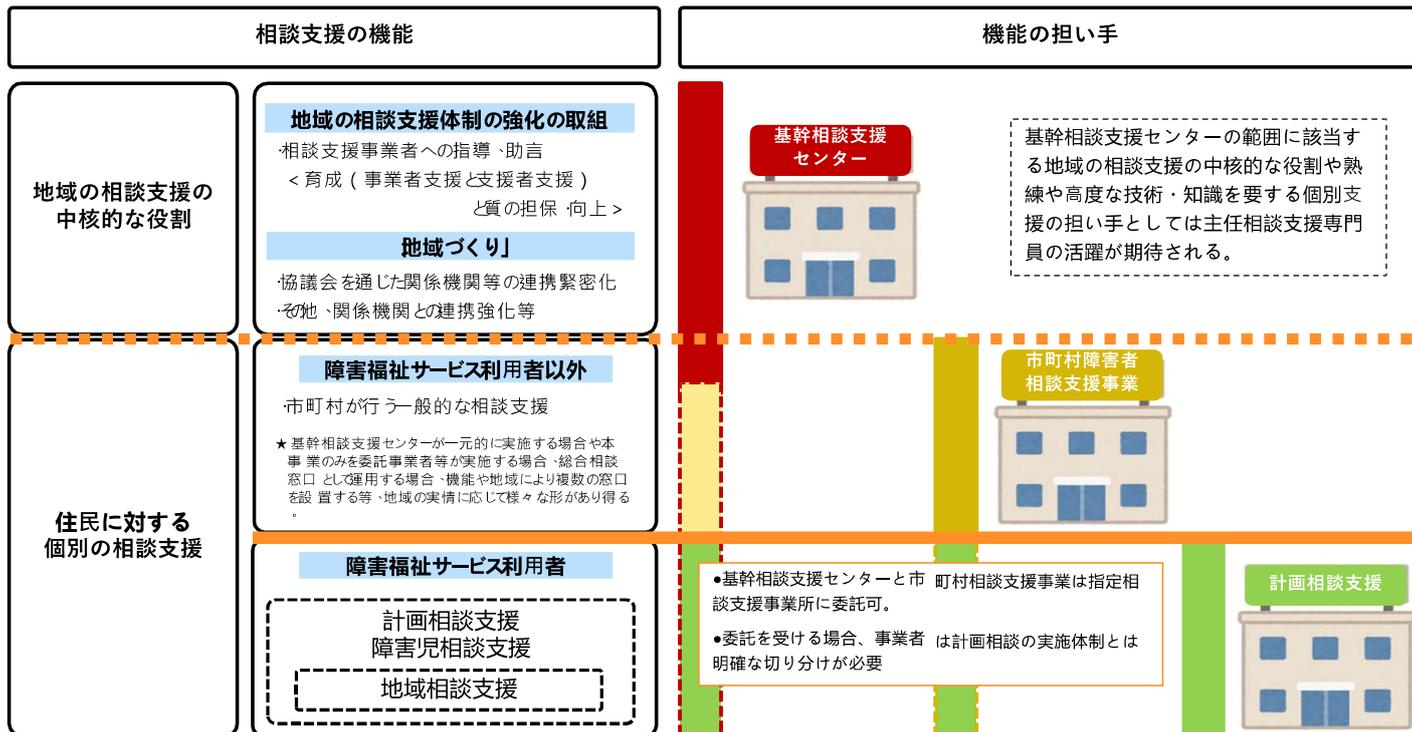
# 基幹相談支援センターの役割（イメージ）

本イメージは現在検討中のものであり、今後修正等もありうる



# 地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。



## 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化の取組

### 法律への明記（障害者総合支援法77条の2第1項第3号）

「地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務」

### 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

「助言・指導」の価値観の問い直し  
水平性の追求・支援者も本人主体

#### ○地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

- 支援者支援
- 事業所支援
- 支援（業務）の検討・検証



支援の質の均てん化、向上

相談支援の質と中立公正性の地域での担保

#### 【協働の基盤】関係性の構築

- ① 共通の知識と認識（理解）のもと
- ② 共に考える

主任相談支援専門員養成研修+α

#### ① 支援の検討・検証の場の設置・運営

#### ② 事業所の訪問等による事業所・相談支援専門員個別への支援

「相談支援の手引き（仮称）」

「地域でのOJT実施マニュアル（仮称）」

「相談支援従事者養成研修の実習実施（受入）マニュアル（仮称）」

自治体・基幹相談支援センターに発出するとともに活用法も丁寧に伝達することを検討中

OJTが基本

スーパービジョンの重視

自治体・地域との協働

【現時点で参考となるもの】

- ① 令和3-4年度厚生労働科学研究「障害分野の研修及び実地教育（OJT）の効果の検証及び効果的な実施のための要因解明のための研究」
- ② 令和2年度厚生労働科学研究特別研究「相談支援専門員に対する実地教育に従事する者のコンピテンシーの検証」
- ③ 令和元年度厚生労働省委託事業「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引」

## 基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

### 法律への明記（障害者総合支援法77条の2第1項第4号）

令和6年4月1日施行

#### 「第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務」

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等の支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（「関係機関等」）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

### 基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

これらは相互に関係

#### ①（自立支援）協議会の運営に参画し、市町村と協働

マクロ

↑ ↓  
・当然のことながら「地域づくり」の活動は幅広いものが想定されるが、障害者総合支援法では、**その活動の核として**、協議会を通じた「地域づくり」に参画することについてを規定。

#### ②（（自立支援）協議会の）基盤となる「地域づくり」の活動

メゾ

マクロ

- ・管内の（特に計画相談支援）相談支援事業所のバックアップ等を通じた活動（マイクロ～メゾのつながり）
- ・連携：関連分野の多職種連携・他分野等の連携・地域住民との連携・広域連携
- ・課題・テーマ別の取組の推進

## 基幹相談支援センターが行う「地域づくり」例

- (自立支援)協議会の運営に参画し、市町村等と協働
  - ① 計画相談支援事業所・市町村相談支援事業の担当者等と連携し個別の課題を検討し、地域の課題を抽出。【事務局会議・相談支援部会等】
    - ・計画相談支援・障害児相談支援事業所の地域づくりの取組や協議会への参画を推進。
    - ※機能強化型基本報酬（複数事業所の協働体制）や地域体制強化共同支援加算の活用
  - ② 整理した課題について、専門部会等で検討すると共に、実際の課題解決に向けた取組を推進。
    - ・資源の開発は新規創発だけでなく、既に地域にあるものに障害者等がアクセスできるようにする等の改善も重要であるとともに、必要な関係者に主体的に参画してもらえるようにする働きかけと当事者を含む関係者の（小さくとも）成功体験の積み重ねが重要。そのためにも進捗管理や振り返り（評価）が重要。
  - ③ 連携：他分野等との連携・地域住民との連携・広域連携
    - ・障害福祉サービス事業所のみならず、保健・医療・教育・就労等のライフステージにも応じた様々な関係機関、広域の（専門的）支援機関との連携や地域住民等も含めた取組の推進。都道府県協議会との連携。
    - ・他法他施策による相談支援との連携や重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の包括的支援体制整備、地域共生社会の実現に向けた取組の検討・参画。
  - ④ 計画的な体制整備

障害福祉計画、障害児福祉計画の策定、企画・進捗管理、評価

## 3. 地域生活支援拠点等の機能の充実

# 地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

## ① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。(別紙参照)

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** \* 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限  
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



## ② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所(加算)100単位/日 \* 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所(加算) **200単位/日** \* 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。(訪問系サービス等)

## ③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

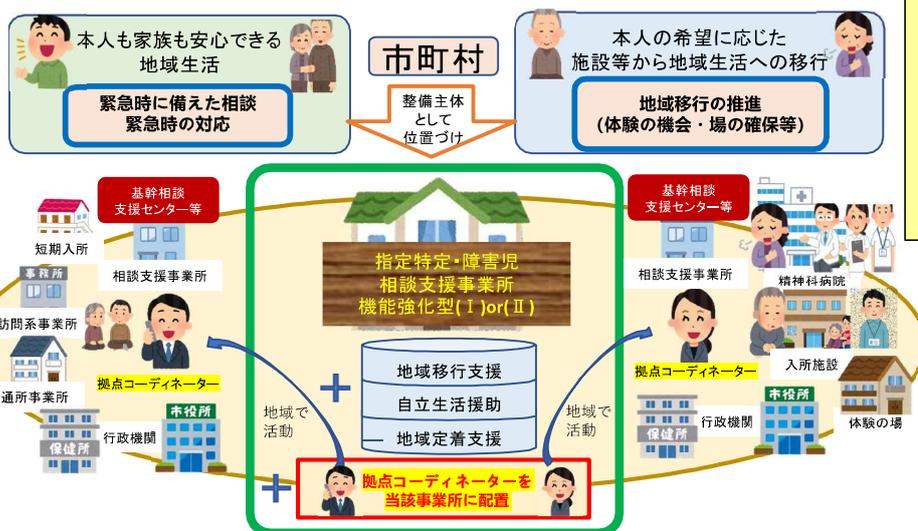
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) **60単位/日**



# 拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

## ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月**

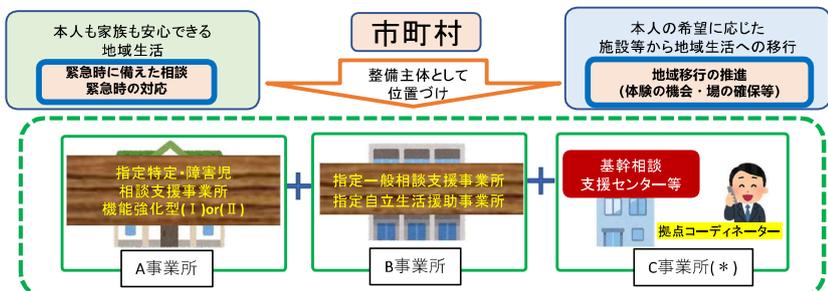
- 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置した場合。  
当該相談支援事業者等の計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援にそれぞれ加算する。  
\*コーディネーター1人当たり100回/月までの算定とする。

### 【拠点コーディネーターの役割(例)】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村(自立支援)協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の地域における連携体制の構築
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等

\* 相談支援事業所は、拠点コーディネーターの役割は地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことに留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。  
\* 本報酬は法第七十七条第三項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

## ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



- 計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。)、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合に、それぞれの事業者が地域生活支援拠点等の機能で担う当該サービス費に加算する。

(\*) 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

# 障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行

